令和６年度
有料老人ホーム
集団指導講習会

横浜市 健康福祉局 監査課
横浜市 健康福祉局 高齢施設課

目次

・第１章（約21分）
　　施設の管理・運営に関する重点事項
・第２章（約29分）
　　施設の管理・運営に関する留意事項
・第３章（約３分）
　　有料老人ホームの参考資料
・第４章（約４分）
　　事務連絡

第１章
施設の管理・運営に関する重点事項

1　横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正（約１分）

2　経過措置期間の終了（約４分）

3　高齢者虐待の未然防止と早期発見のために（約10分）

4　身体拘束の適正化（約５分）

5　認知症施策の推進（約２分）

１－１
横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針の改正【予定】

改正理由	・令和６年度介護報酬改定の内容及び令和３年度介護報酬改定の努力義務の終了（経過措置期間の満了）に伴う内容等の見直しのため
改正予定の内容（一例）	・横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針（以下「市指針」という）８（２）イに示す認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることについての努力義務の終了（経過措置期間の満了）に伴う内容の見直し ・市指針９（４）に示す業務継続計画の策定、同９（６）に示す衛生管理等及び同10（15）イからオに示す虐待の防止のための対策を検討する委員会の開催等についての努力義務の終了（経過措置期間の満了）に伴う内容の見直し

⇒　これらの内容について、令和６年度に「横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針」を一部改正する予定です。　詳細は改正後に改めて全施設に通知します。

1－2
経過措置期間の終了①

★令和６年４月１日から義務化

・**認知症介護基礎研修**（市指針８（２）イ）
・**業務継続計画の策定**（市指針９（４））
・**衛生管理等**（市指針９（６））
・**高齢者虐待の防止**（市指針10（15）イ～オ）

市指針＝横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針

最新改定 令和４年４月１日 健高施第3793 号

１－２
経過措置期間の終了②

認知症介護基礎研修	・介護に直接携わる職員（※）に認知症介護基礎研修を受講させること →**新規採用職員は採用後１年間の猶予期間** ※下記の資格を持つものは除く ・看護師 ・准看護師 ・介護福祉士 ・介護支援専門員 ・介護保険法第８条第２項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者

１－２
経過措置期間の終了③

業務継続計画の策定	★感染症及び非常災害の発生時において、入居者に対する処遇を継続的に行い、早期の業務再開を図るため、以下の項目を実施すること ・業務継続計画を策定すること ↓ガイドライン及びひな形の掲載場所 https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/kaigo_koureisha/douga_00002.html ・業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ・**研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施すること** **※特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は年２回以上** ・定期的に業務継続計画の見直し及び変更を行うこと

1－2
経過措置期間の終了④

衛生管理等	・**感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を６か月に１回以上開催すること** →結果について職員に周知徹底を図ること ※委員会は感染対策の知識を有する者を含む、幅広い職種により構成することが望ましい ・感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること ・**感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的（年１回以上）に実施すること** **※特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は年２回以上**

１－２
経過措置期間の終了⑤

高齢者虐待の防止	・虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催すること →結果について職員に周知徹底を図ること ・虐待の防止のための指針を整備すること ・職員に対し、**研修を定期的（年１回以上）に実施すること** **※特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は年２回以上** ・上記を適切に実施するための担当者を置くこと

１－３
高齢者虐待の未然防止と早期発見（高齢者虐待防止法）

≪高齢者虐待防止法第５条≫

養介護施設従事者等の高齢者の福祉に職務上関係のある者は、高齢者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、高齢者虐待の早期発見に努めなければならない

↓

高齢者の権利を擁護し、高齢者が安心して過ごせる環境を提供すべき養介護施設における高齢者虐待は決してあってはならない

↓

養介護施設従事者等は、高齢者の権利を擁護し、尊厳を守らなければならないという法の趣旨や内容を理解することが不可欠

1－3
高齢者虐待の未然防止と早期発見（高齢者虐待防止法）

≪高齢者虐待防止法による高齢者虐待の定義≫

○「高齢者」→65歳以上の者と定義

○「養護者による高齢者虐待」と
「養介護施設従事者等による高齢者虐待」に分けて定義

○虐待を５つの類型で定義

1　身体的虐待
2　介護・世話の放棄・放任
3　心理的虐待
4　性的虐待
5　経済的虐待

（※緊急やむを得ない場合以外の身体拘束は、全て高齢者虐待に該当）

1－3
高齢者虐待の未然防止と早期発見（厚生労働省通知①）

1　法に基づく対応状況等に関する調査結果を踏まえた適切な対応等

・地域の実情に応じた虐待の未然防止、迅速かつ適切な対応（悪化予防）、再発防止策に関する対策の実施

・専門職の活用や研修等による適切な事実確認及び虐待の判断等の実施

・虐待の発生や対応の経過を客観的に検証すること等による虐待の再発防止

・性的指向・性自認（性同一性）を理由とした被虐待高齢者に対する介護施設への入所等の適切な措置

・過去に虐待等による指導を受けている介護施設等における再発防止等に向けた、都道府県と市町村との連携・協働の重要性、指導内容や改善計画等のモニタリング・評価を通じた取組の周知の徹底

・家族全体を支援する観点からの養護者支援の適切な実施

・改定版「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」（国マニュアル）の積極的な活用と周知の徹底

1－3

高齢者虐待の未然防止と早期発見（厚生労働省通知②）

2　高齢者虐待防止及び身体的拘束等の適正化の推進に係る体制整備等

・集団指導等の機会における施設・事業所の高齢者虐待防止措置、身体的拘束等の適正化のための措置に関する実施の状況の把握、集団指導等に参加していない事業所に対する周知・集中的な指導の徹底

・「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」を踏まえた、高齢者虐待防止に係る体制整備の検討及び取組の実施と取組内容 の改善、見直しに係る課程（PDCAサイクル）の計画的な実施

・介護サービス相談員派遣事業等の推進

１－３

高齢者虐待の未然防止と早期発見（厚生労働省通知③）

3　高齢者権利擁護等推進事業の活用

・来年度（令和６年度）より、権利擁護推進員養成研修における内容の追加（研修内でハラスメント等のストレス対策に関する研修も実施可能とする）、権利擁護相談窓口における 利用対象者の追加（高齢者本人・家族に加え、介護職員等も加える）等を行うことを踏まえた積極的な活用

4　財産上の不当取引による高齢者の被害への対応

・都道府県における市町村への適切な支援、助言及び注意喚起

１－３
高齢者虐待の未然防止と早期発見（高齢者虐待の件数）

令和４年度の養介護施設従事者等による高齢者虐待の件数		
	全国	神奈川県
相談通報件数	2,795件（+405件）	250件（+41件）
虐待と判断した件数	856件（30.6％）	62件（24.8％）

1－3
高齢者虐待の未然防止と早期発見（相談・通報者数）

	本人による届出	家族・親族	当該施設職員	当該施設元職員	当該施設管理者等	医師等
人数	53	490	873	302	504	95
割合	1.7%	15.5%	27.6%	9.5%	15.9%	3.0%

	介護支援専門員	地域包括支援センター	都道府県	警察	その他・不明	合計
人数	105	99	66	59	520	3,166
割合	3.3%	3.1%	2.1%	1.9%	16.4%	100%

1－3
高齢者虐待の未然防止と早期発見（虐待の防止①）

≪組織としての虐待の未然防止・早期発見のための体制づくり≫

→ 高齢者虐待を職員個人の問題とはせず、組織として課題を捉えて取り組む
→ 日ごろの業務の中で悩みや相談を受け止める体制を整備する
→ 介護技術に対してアドバイスができる体制を整備する
→ 職員の労働条件の改善

※参考資料（平成 21 年 3 月「施設職員のための高齢者虐待防止の手引き」P40～41
https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/cnt/f3673/p1082156.html）

※「市町村・都道府県における高齢者虐待への対応と養護者支援について」より
・移動させるときに無理に引きずる
・排泄交換や片づけをしやすいという目的で、本人の尊厳を無視してトイレに行けるのにおむつをあてたり、食事の全介助をする
・室内にごみを放置する、冷暖房を使わせないなど、劣悪な住環境の中で生活させる
→ これらの行為も高齢者虐待に該当するものと考えられている

1－3
高齢者虐待の未然防止と早期発見（虐待の防止②）

≪通報等による不利益取扱いの禁止≫

通報義務	・養介護施設従事者等は、養介護施設従事者等による虐待を受けたと思われる高齢者を発見した場合、速やかに、市町村に通報しなければならない（高齢者虐待法第21条） ・養介護施設事業者は、職員に対し、虐待発見時の通報義務、連絡先等の周知を行うことが必要
守秘義務との関係	・養介護施設従事者等が高齢者虐待の相談や通報を行うことは、「守秘義務違反」に該当しない
公益通報者保護	・養介護施設従事者等による高齢者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等を理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けない ・「公益通報者保護法」においても、労働者が事業所内部で法令違反が生じ、又は生じようとしている旨を事業所内部、行政機関、事業所外部に対して所定の要件を満たして公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されている

1－4
身体拘束の適正化（身体拘束廃止のために）

★利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため
緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない

【「緊急やむを得ない場合」の考え方】
以下の３要件をすべて満たし、かつ、それらの要件の確認等の手続きが
施設全体として、極めて慎重に実施されていることが必要とされている

①切迫性	利用者本人又は他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
②非代替性	身体的拘束等の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
③一時性	身体的拘束その他の行動制限が一時的なものであること

１－４
身体拘束の適正化（留意事項①）

★身体的拘束を行う必要性が生じた場合の留意事項★	
①	身体拘束の廃止に向けて、施設の責任者や職員が全体となって身体拘束廃止に向けた取組みを行うことが必要。高齢者の立場に立ったケアの基本姿勢が求められる
②	緊急やむを得ない場合には三要件（切迫性、非代替性、一時性）について、要件ごとに個別に検討を行い、すべての要件を満たすことを確認すること
③	家族等から「身体拘束をして欲しい」旨の要望があった場合であっても、身体拘束を実施する理由にはならない（三要件の検討・確認を必ず実施する）
④	身体拘束に該当するか否かは、実態に即した検討が必要（例：「四点柵」か否かではなく、意図をもって「自分で降りられない環境」としている事実がないか等）
⑤	身体拘束を行う際には、原則として「身体拘束廃止委員会」等を開催し、個人の判断ではなく関係者が幅広く参加したカンファレンスで本当に必要か否かを検討する

1－4
身体拘束の適正化（留意事項②）

★身体的拘束を行う必要性が生じた場合の留意事項★	
⑥	本人・家族等への説明にあたっては身体拘束の内容、目的、理由、拘束を行う時間及び解除する時間、期間等を詳細に説明し、十分な理解を得るようにすること
⑦	身体拘束を行う際の手順（マニュアル等）を定めておくこと（現に身体拘束を実施していない場合でも、緊急やむを得ない場合の発生に備えて整備しておく）
⑧	身体拘束に関する記録については、日々の心身の状態等の観察、拘束の必要性や方法に関する再検討を行うごとに記録することが必要
⑨	身体拘束に関する記録をする際には、「何故、身体拘束を行う必要があるのか」「代替手段がないか」「解除のために何が必要か」といった観点から記載する
⑩	身体拘束の３要件のうち１つでも要件に該当しなくなった場合には、直ちに身体拘束を解除すること

１－５
認知症施策の推進

認知症施策推進大綱	・「新オレンジプラン」を発展させ、令和元年６月18日認知症施策推進関係閣僚会議で決定。認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現を目指し、認知症施策推進大綱に沿った施策を着実に実施していくこととされた
基本的な考え方	・認知症の発症を遅らせ、認知症になっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、認知症の人や家族の視点を重視しながら「共生」と「予防」を車の両輪として施策を推進する **≪施策に対する主なKPI/目標の一例≫** ３　医療・ケア・介護サービス・介護者への支援 ⇒（３）介護サービス基盤整備・介護人材・介護従事者の認知症対応力向上の促進 ⇒ ④ 認知症介護基礎研修　…　介護に関わるすべての者が受講

第２章

施設の管理・運営に関する留意事項

1　届出（約３分）

2　入居契約等（約７分）

3　苦情対応（約２分）

4　事故防止（約４分）

5　職員の配置等（約５分）

6　介護サービス事業所及び医療機関との関係等（約２分）

7　水害・土砂災害対策（約３分）

8　防犯対策（約１分）

9　預り金の取扱い（約１分）

10　実施が必要な研修・訓練（約２分）

2－1
届出（老人福祉法第29条の規定による届出）

	設置届	変更届	廃止（休止）届
届出事由	■有料老人ホームの設置を行う場合	■届け出済の事項に変更が生じた場合	■有料老人ホーム事業を廃止（休止）する場合
横浜市との調整	■横浜市の場合は設置届出前に事前協議が必要	■変更内容に応じて、事前に横浜市と協議必要	■検討している段階で横浜市に事前相談
留意事項	①老人福祉法だけでなく建築基準法、消防法等の他の法令も遵守し、適切な計画を立てる **（紙媒体での受付）**	①内容が老人福祉法等に抵触する場合は、再変更を含め指導を行う場合がある ②介護付有料老人ホームは「老人福祉法」「介護保険法」のそれぞれに必要な手続きを確認すること **（電子申請で受付可）**	①事業継承等で運営法人が変更になる場合、旧法人で廃止届を提出 ②上記①に加え、新法人で新たに設置届に係る事前協議を行う（詳細の手続きは案件により異なる） **（電子申請で受付可）**

２－１
届出（各種届出の電子申請化について）

横浜市では、令和５年度より各種届出の電子申請化を開始しています。
現在、電子申請による受付が可能な手続きは以下のとおりです。
（※紙媒体での提出についても、引き続き受け付けています）

■有料老人ホームに関する届出様式のうち、変更届に関するもの（老人福祉法）
■特定施設入居者生活介護【変更】（介護保険法）
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/2henko/11.html

■特定施設入居者生活介護【新規指定】（介護保険法）
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/1shinki/11.html

■特定施設入居者生活介護【指定更新】（介護保険法）
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/4koshin/99.html

注意‼　特定施設入居者生活介護の【加算届】（介護保険法）については
電子申請ではなく紙媒体での受け付けとなっています（令和６年６月現在）

２－２
入居契約等（手続等①）

契約手続	・契約手続に必要となる契約書類等に則り、サービスの内容や利用料など、入居者やその家族にとって必要な情報について説明すること ・入居開始可能日前の契約解除の場合については、既に受領している費用の全額を返還することとし、その旨を契約書に記載すること ・介護専用型でない介護付有料老人ホームにあっては、特定施設入居者生活介護の契約を締結しない場合であっても、特定施設入居者生活介護等の提供に関する契約の内容についても十分に説明を行うこと ・横浜市有料老人ホーム設置運営指導指針の入居契約書の基準を確認すること

２－２
入居契約等（手続等②）

重要事項説明書	・入居契約に関する重要事項を説明するため、横浜市有料老人ホーム設置運営指導要綱第６条第１項により、重要事項説明書（情報公表システム取込様式）を作成すること ・入居契約の締結前に重要事項を記した文書を交付（電磁的方法により提供した場合を含む）して説明を行うこと ・重要事項説明書の別紙２「有料老人ホーム・サービス付き高齢者向け住宅が提供するサービスの一覧表」については明確に表記し、料金だけでなく、施設で提供できるサービス及び提供できないサービスについても十分に説明すること ・住宅型有料老人ホームにおいては、外部の介護事業所の利用方法を説明する等、入居者にとって必要なサービスが受けられるよう、助言を行うこと

２－２
入居契約等（利用料①）

利用料について	・家賃、敷金及び介護等その他の日常生活上必要な便宜の供与の対価として受領する費用を除くほか、権利金その他の金品を受領してはならない ・前払金方式、月払い方式いずれの場合にあっても、家賃相当額、介護費用、食費、管理費等の区分や算定根拠について明確にすること
家賃相当額	・当該有料老人ホームの整備に要した初期投資額、修繕費、管理事務費、地代に相当する額等を基礎として合理的に算定したものとする ・近傍同種の住宅の家賃から算定される額を大幅に上回るものでないように設定すること ・敷金を受領する場合には、家賃相当額を根拠とし、その額は６か月分を超えないこと

２－２ 入居契約等（利用料②）

前払金方式	・前払金を受領する場合は、前払金の算定根拠として想定居住期間を設定すること ・前払金として「想定居住期間を超えて契約が継続する場合に備えて受領する家賃相当額」を受領する場合には、前払金方式に加えて月払い方式を設定し、それぞれの支払い方法について十分説明すること
退去時の原状回復費用	・原状回復とは、契約を解除した入居者とその家族が、居室を契約した当時の状態に戻すことではなく、入居者の居住・使用により発生した建物価値の減少のうち、入居者の故意・過失・善管注意義務違反・その他通常の使用を超える使い方をした場合による消耗・破損を復旧すること ※近年、「ルームクリーニング」等の名目で経年劣化部分も入居者側に負担を求める事業所もあるが、「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改訂版）」（平成23年８月国土交通省住宅局）を参考とし、本来どちらの負担で修復すべきものかの判断を適切に行うこと

２－３
苦情対応

苦情対応の体制	・苦情相談窓口を設置し責任者を明確にする ・苦情対応マニュアル等の整備
記録及び報告	・苦情の内容及び対応の状況等について、記録する ・上記の内容について、運営懇談会にて報告
苦情対応に関する関連機関連絡先	・横浜市健康福祉局高齢施設課の電話番号（045-671-4117）を、有料老人ホーム重要事項説明書等に記載するとともに施設内の見やすい場所に表示し、入居者及びその家族等に周知すること ・介護付有料老人ホームは、神奈川県国民健康保険団体連合会介護保険課介護苦情相談係（045-329-3447）の電話番号を合わせて周知すること

２－３
苦情対応

★行政に寄せられた苦情（一例）★	
①	退居の際に請求された原状回復の費用が曖昧で、しっかり説明もされない
②	入居前に病歴や身体状況を説明したのに、対応困難と言われ退居を迫られている
③	介護にあたる職員の人数が足りていない（事前に聞いていた人数より少ない等）
④	感染症予防のためと面会をさせてもらえない（面会の時間が限られている等）
⑤	コールを押しても職員が対応してくれない、介護を頼みづらい雰囲気がある
⑥	管理費等の算定根拠が不明瞭で、説明を求めても明確な説明がなされない
⑦	ある職員に伝えたことが他の職員に伝わっていない、情報共有されていない
⑧	食事の料金に比して、コストパフォーマンスが悪い
⑨	施設に苦情があるが、家族（入居者本人）が不利益を被ることが心配で言えない

⇒ **入居者や家族が何を望み、考えているかを捉えた丁寧な説明・対応が必要**

2－4
事故発生の防止（事故防止の指針）

★事故防止の指針に取り入れるべき内容★	
①	施設における介護事故の防止に関する基本的な考え方
②	介護事故の防止のための委員会その他施設内の組織に関する事項
③	介護事故の防止のための職員研修に関する基本方針
④	施設内で発生した介護事故、介護事故には至らなかったが介護事故が発生しそうになった場合（ヒヤリ・ハット事例）及び現状を放置しておくと介護事故に結びつく可能性が高いもの（以下「介護事故等」という。）の報告方法等の介護に係る安全の確保を目的とした改善のための方策に関する基本方針
⑤	介護事故等の発生時の対応に関する基本方針
⑥	入居者等に対する当該指針の閲覧に関する基本方針
⑦	その他介護事故等の発生の防止の推進のために必要な基本方針

２－４
事故発生の防止（事故防止体制及び研修）

体制	・事故発生防止のための委員会等を設置し、定期的に開催すること
研修	・事故防止に関する研修（※研修の内容は各施設の状況を踏まえ、事故発生防止の観点で実施すること）を実施すること ・職員が外部研修等を受講した場合は、他の職員にも研修内容をフィードバックして学びや気付きを職場全体で共有化すること ・研修の記録は、出欠簿だけでなく、研修報告書や議事録、研修で使用した資料等をセットにして保管しておくこと ・研修は、原則として全ての職員を対象として開催すること （同一内容の研修を複数回実施するなど、可能な限り多くの職員が研修に参加できる体制整備・工夫を講じること）

２－４
事故発生の防止（事故報告）

事故が発生したら

1　速やかに市町村、入居者家族等に連絡を行うこと
2　必要な措置を講じること
3　事故の状況及び措置状況について記録に残すこと

行政への事故報告書の提出が必要な事故

（1）不適切なサービスの提供により発生した、利用者のケガ又は死亡事故
（2）食中毒及び感染症、結核の発生
（3）職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生
（4）誤薬（介護付と住宅型で報告を要する基準が異なるため取扱要領を要参照）
（5）利用者の徘徊、行方不明
（6）受診はしていないが、利用者家族とのトラブル発展が見込まれる場合など

２－４
事故発生の防止（利用者家族等への説明）

利用者家族等への説明について

・利用者、家族等への説明は、横浜市に報告すべき事故以外についても必ず行うこと
・事故発生時に報告・連絡を入れるだけではなく、事故の原因や再発防止策についても丁寧な説明を行うこと

→　「事故発生後に原因等の説明がされない」「再発防止策が徹底されていない」等の苦情やご意見が行政に寄せられることも多い

≪過去の事故事例より≫

　入居者が通院した病院で薬の誤処方があり、施設職員も気づかず与薬を続けた結果、それが劇薬であったために病状悪化して入院となってしまった事故がありました。
　必ずしも施設の過失だけとは言えませんが、日頃から入居者の健康管理に留意し、体調が明らかにおかしい場合には直ちにご家族や病院に確認するなど、ご注意ください。

２－５
職員の配置等（配置）

管理者（施設長）	・施設運営を統括する責任者の立場として施設の業務全般を把握 ・職員に対する適切な指導や管理を行うことが求められる ⇓ 原則として高齢者の介護について知識又は経験を有する者であり、次のいずれかに該当するものであること ①社会福祉士、介護福祉士、保健師、看護師等の資格を有する者 ②介護職員初任者研修等、市が認めた研修を修了した者 ③特別養護老人ホーム等の介護保険施設又は有料老人ホーム等において２年以上介護サービスに従事した経験を有する者
看護職員 介護職員	**≪住宅型有料老人ホーム≫** ・入居者の数や要介護等の状態に即した適切な数を配置すること **≪介護付有料老人ホーム≫** ・特定施設入居者生活介護の指定基準等に規定された人員配置が必要

２－５
職員の配置等（研修及び衛生管理等）

職員の研修	・採用時及び採用後において定期的に研修を実施すること ・特にサービスを直接提供する職員は、体系的かつ継続的な研修が必要 ・管理者（施設長）の責務として、毎年度当初に職員研修計画を策定し、計画に基づいて研修を実施すること（外部研修の機会も積極的に活用）
衛生管理	・職員の心身の健康に留意し、定期的に健康診断を行うこと ・メンタルヘルスを含めて健康管理に関する相談体制を確保するよう努めること →　不適切な介護や職員の離職率にも影響する可能性があるため注意
秘密保持	・業務上知り得た入居者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、個人情報の適正な取扱いに留意し、保護のための必要な措置を講じること ・個人情報の取扱いについて、他の入居者の方や外部からの訪問者の目につかないような工夫を行うこと

２－６
介護サービス事業所及び医療機関との関係等

入居者への情報提供	・介護サービス事業所や医療機関等との連携は重要であるが、特定の事業所の利用や医療機関の受診を誘引することのないよう、近隣の社会資源を幅広く情報提供し、入居者が自由に選択できる権利を妨げないこと
職員の勤務表	（住宅型有料老人ホームの場合） ・訪問介護事業所や通所介護事業所が併設されている施設で、職員が有料老人ホームと併設事業所を兼務する場合、勤務表や出退勤の記録を区分し、どちらのサービスを提供したのか書面等で確認できるようにする
同一建物減算	・併設施設・事業所は、介護報酬（介護保険）の同一建物減算が適用 ⇒　詳細については各居宅サービス種別の運営の手引きを参照のこと

2－7
水害・土砂災害対策（はじめに）

［全国アメダス］1時間降水量50mm以上の年間発生回数

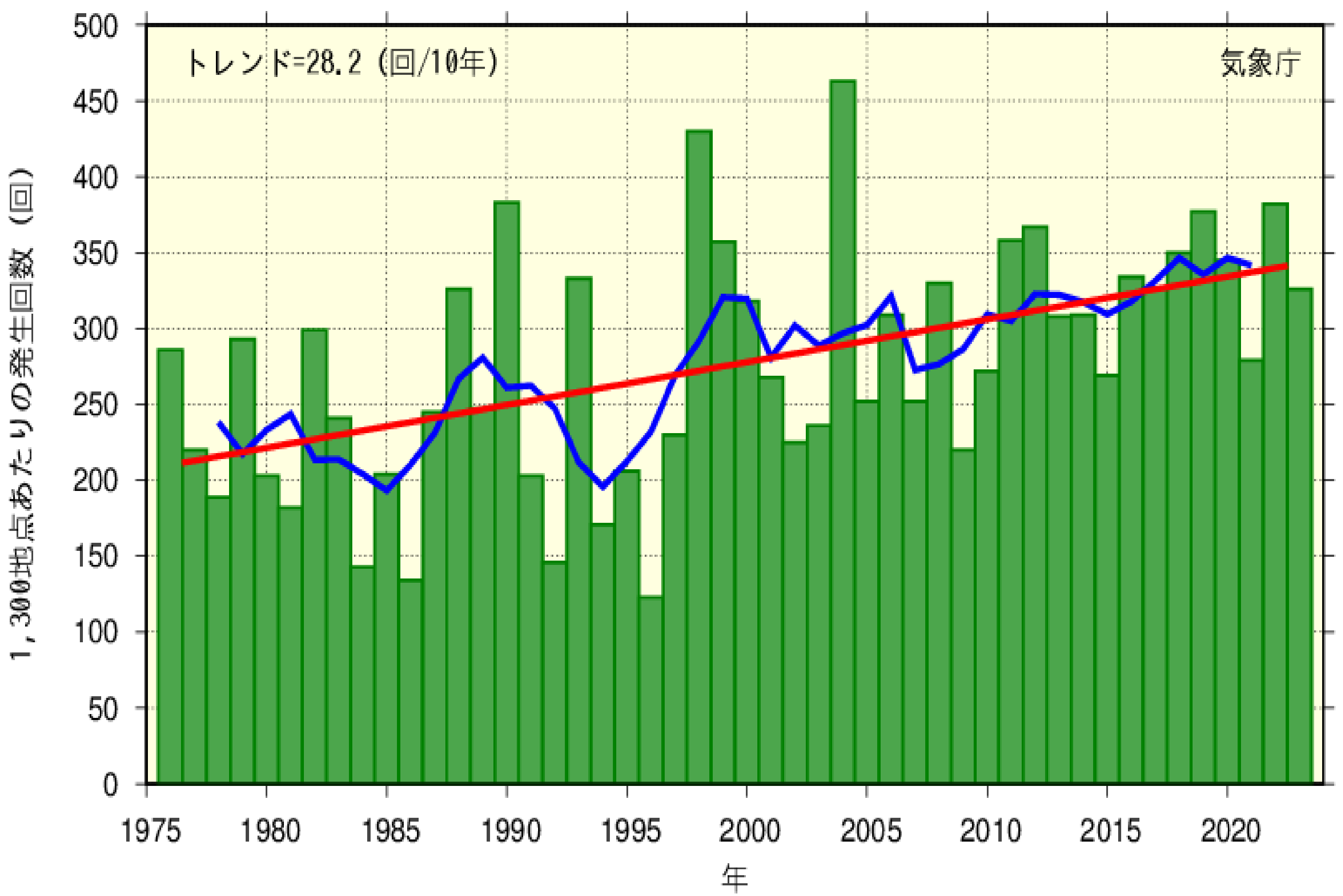

1976～1991：平均237回

↓

1992～2007：平均270回

↓

2008～2023：平均322回

↓

水害・土砂災害の対策強化が必要

緑（棒グラフ）	：年間発生回数
青（折れ線）	：５年移動平均値
赤（直線）	：長期変化傾向

２－７
水害・土砂災害対策（ハザードマップの活用）

〇ハザードマップを活用し、施設の立地場所に、どのような危険があるのか事前に確認しておくこと

①洪水ハザードマップ
施設が浸水想定区域に含まれているか確認

②土砂災害ハザードマップ
施設が土砂災害警戒区域を確認に含まれているか確認

※「わいわい防災マップ（防災の地図）」（横浜市ホームページ）を参照してください
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/map/map.html

２－７
水害・土砂災害対策（避難確保計画の策定）

策定	・浸水想定区域や土砂災害警戒区域などの区域内に所在する要配慮者利用施設の所有者又は管理者
内容	・災害情報の入手方法 ・避難場所 ・避難方法 ・災害時の人員体制や指揮系統　　など
提出	・施設が所在する区の区役所総務課防災担当
訓練	・計画に基づいた訓練を定期的（年１回以上）に実施すること

【市要配慮者利用施設の避難確保計画作成マニュアル及び避難確保計画ひな形掲載ページ】
https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/wagaya/fusuigai/20180313141643.html

2－7
水害・土砂災害対策（災害時の避難）

警戒レベル	避難情報等	とるべき避難行動等
警戒レベル３ （危険な場所から高齢者等は避難）	【横浜市が発令】 **高齢者等避難**	・避難に時間を要する人（ご高齢の方、障害のある方、乳幼児等）とその支援者は避難をしましょう。 ・その他の人は、避難の準備をしましょう。
警戒レベル４ （危険な場所から全員避難）	【横浜市が発令】 避難指示	・速やかに避難先へ避難しましょう。 ・避難場所までの移動が危険と思われる場合は、近くの安全な場所や、自宅内のより安全な場所に避難しましょう。
警戒レベル５ （緊急安全確保）	【横浜市が発令】 緊急安全確保	・既に災害が発生している、または発生する可能性が高い状況です。 ・命を守るための最善の行動をとりましょう。

２－７
水害・土砂災害対策（情報の入手方法）

防災情報	【横浜市HP】 市域の警報・注意報、雨量などの情報は、市HPから確認できます。 横浜市 防災情報ポータル (yokohama.lg.jp)
横浜市 防災情報 Eメール	【登録方法】 https://www.city.yokohama.lg.jp/kurashi/bousai-kyukyu-bohan/bousai-saigai/bosai/e-mail/email.html ～配信情報～ ①緊急なお知らせ ②地震、津波警報・注意報 ③気象警報・注意報 ④河川水位、雨量、豪雨お知らせ ⑤土砂災害警戒情報、竜巻注意報 ⑥天気予報、熱中症予防情報、高温注意報、光化学スモック　など

2－8
防犯対策

点検項目等（一部抜粋）	
日常の対応	・所内体制と職員の共通理解 ・施設設備面における防犯に係る安全確保　など
緊急時の対応	・不審者情報がある場合の連絡体制や想定される危害等に即した警戒体制 ・不審者が立ち入った場合の連絡・通報体制や職員の協力体制、入所者等への避難誘導等
通知URL	http://www.wam.go.jp/gyoseiShiryou/detail?gno=3750&ct=060070190 （通知名：「社会福祉施設等における防犯に係る安全の確保について（平成28年9月15日付厚労省通知 雇児総第1号ほか））

※各点検項目については、各施設の実情に応じて検討すること

※地域の関係者との交流に向けた諸活動については、防犯に係る安全確保に留意しつつ、これまで以上に積極的に取り組むこと

※利用者の自由を不当に制限したり、災害発生時の避難に支障が出ないようにすること

2－9
預り金の取扱い

★預り金に関する事故防止のためのポイント　(参考)H29.7.18 横浜市監査課通知 健監第202号	
①	預り金取扱規程等に則った管理がされているか
②	責任者は、定期的に預金・現金残高の状況について確認しているか
③	収支の状況を定期的に利用者（家族）に知らせているか
④	利用者等との保管依頼書(契約書)・個人別出納帳等必要な書類を備えているか
⑤	責任者及び補助者が選定され、通帳と印鑑が別々に保管されているか
⑥	通帳、印鑑、現金は安全な方法で保管されているか
⑦	通帳等と預り金台帳の金額が一致しているか
⑧	通帳等と預り金台帳の金額を証明する証憑類が保管されているか
⑨	適切な管理が行われていることの確認が複数の者により常に行える体制で出納事務が行われているか

2－10
実施が必要な研修及び訓練

※特定施設入居者生活介護の指定を受けている施設は年２回以上（事故発生防止を除く）

テーマ	研修	訓練
身体的拘束等の適正化	定期的（年１回以上）	－
業務継続計画（感染症発生時）	定期的（年１回以上）	定期的（年１回以上）
業務継続計画（非常災害発生時）	定期的（年１回以上）	定期的（年１回以上）
感染症予防及びまん延防止	定期的（年１回以上）	定期的（年１回以上）
事故発生防止	定期的（年１回以上）	－
虐待の防止	定期的（年１回以上）	－

2 ―10
実施が必要な研修及び訓練（非常災害対策）

非常災害対策訓練種別	実施回数
消火訓練	年２回以上
避難訓練	年２回以上
通報訓練	定期的 （年１回以上）
水害を想定した避難訓練 （施設が浸水想定区域内にある場合）	定期的 （年１回以上）
土砂災害を想定した避難訓練 （施設が土砂災害警戒区域内にある場合）	定期的 （年１回以上）
夜間又は夜間を想定した避難訓練※	定期的 （年１回以上）
地震を想定した避難訓練※	定期的 （年１回以上）

※夜間や地震を想定した避難訓練も、非常災害発生時に有効な訓練として実施することが望ましいです。

第３章
有料老人ホームの参考資料

１　介護職員等による喀痰吸引等について（約３分）

３－１
介護職員等による喀痰吸引等

対象となる医療行為	・たんの吸引（口腔内、鼻腔内、気管カニューレ内部） ・経管栄養（胃ろう又は腸ろう、経鼻経管栄養） →　実際に介護職員等が実施できるのは、県知事の認定を受けた上記行為の一部又は全部となる
実施できる者	・介護職員等（具体的には、一定の研修を修了し、県知事が認定したホームヘルパー等の介護職員、介護福祉士、特別支援学校教員等） →　医師の指示、看護師等との連携の下において実施することが必須
実施される場所	・特別養護老人ホーム等の施設や在宅等において、県知事が「認定特定行為業務従事者」として認定した介護福祉士や介護職員等のいる登録特定行為事業者により行われる

３－１
介護職員等による喀痰吸引等（登録特定行為事業者）

登録の要件	・施設や事業所が、介護職員等により喀痰吸引等の業務を行うには、次の要件を満たし事業所ごとに県知事に申請し、登録を受ける＊ことが必要 →　医療関係者との連携に関する基準 →　喀痰吸引等を安全・適正に実施するための基準 ＊登録特定行為の事業者登録の申請先は横浜市ではなく神奈川県になります
対象となる施設・事業所等の例	・介護関係施設（特別養護老人ホーム、老人保健施設、グループホーム、有料老人ホーム、通所介護、短期入所生活介護等） ・障害者支援施設等（通所施設及びケアホーム等） ・在宅（訪問介護、重度訪問介護（移動中や外出先を含む）等） ・特別支援学校　　※医療機関は対象外

３－１
介護職員等による喀痰吸引等（登録研修機関）

登録の要件	・基本研修、実地研修を行うこと ・医師・看護師等が講師として研修業務に従事（准看護師は対象外）していること ・研修業務を適正・確実に実施するための基準に適合していること ※具体的な要件については省令で定める
類型	・第１号研修（不特定多数の者対象、喀痰吸引等の各行為(５行為※)全て） ・第２号研修（不特定多数の者対象、喀痰吸引等の各行為(５行為)のうち１～４行為） ・第３号研修（特定の者に対する必要な行為） ※口腔内、鼻腔内及び気管カニューレ内部の喀痰吸引、胃ろう又は腸ろうによる経管栄養、経鼻経管栄養

3－1
介護職員等による喀痰吸引等（認定及び登録）

認定証の交付

■交付申請　■変更届
■再交付申請　■辞退届
■心身の故障に係る届出

・事業所で申請書類等を取りまとめて提出
・申請する介護職員等の住民票所在地の都道府県に提出

①認定証の交付申請・届出 →

← ②認定証の交付等

事業者の登録

■登録申請　■更新申請
■変更届　■辞退届

・県外の事業所は、所在地の都道府県に提出

③事業所の登録申請・届出 →

← ④登録番号の通知・公示

神奈川県

- 高齢福祉課
- 障害福祉課
- 各事業所の事業所管課に申請

３－１
介護職員等による喀痰吸引等（Q&A）

Q１	現在、介護等の業務に従事している介護福祉士や介護職員（ヘルパー等）は全てたん吸引等の研修（喀痰吸引等研修）を受けて認定されなければならないのですか。
A１	すべての人が受ける必要はありません。ただし、現在勤務している事業者や施設が登録事業者となり、たんの吸引等の業務に従事していく場合には、認定を受ける必要があります。また、認定を受けていなければ、たんの吸引等が行えないことは言うまでもありません。
Q２	事業所は全て登録特定行為事業者となる必要がありますか。
A２	全ての事業所や施設が登録特定行為事業者となる必要はありません。ただし、当該事業所等において介護福祉士や介護職員にたんの吸引等の提供を行わせる場合には登録が必要となります。

第４章
事務連絡

1　事務連絡（約４分）

第４章
事務連絡①

運営状況報告書

●毎年７月１日現在の運営状況等について横浜市長に報告することが必要です。
（※市内全有料老人ホームあてに具体的な提出時期・期限等は改めて通知します）

<運営状況報告書、重要事項説明書の掲載場所>
市HP　有料老人ホームに関する届出様式、指導要綱、指導指針について
https://www.city.yokohama.lg.jp/business/bunyabetsu/fukushi-kaigo/kaigo/shinsei/kyotaku/yuryou.html

立入検査について

●令和６年度に立入検査の対象となる施設には書面にて通知します。
●定期立入検査とは別に、高齢者虐待や身体拘束、不適切なかかわりにより入居者の生命・身体にかかわる内容その他、施設運営にかかわる重大な内容に関する情報を把握した場合は、事前の通告を行わずに緊急の立入検査や監査を実施することがあります。

第４章
事務連絡②

メールアドレスの登録について

●横浜市から、施設の運営上必要な通知や事務連絡等をメールで送信しています。
登録メールアドレスは管理の都合上、一施設につき一アドレスでお願いしています。

開設済施設で、既にご登録いただいているメールアドレスの変更希望がございましたら、施設名や連絡先、ご担当者様氏名等とともに、どのアドレスからどのアドレスに変更するか分かるように（例：旧アドレス ■■■@… ⇒ 新アドレス▲▲▲@…等）ご記入いただき、 下記あてにE メールで遅滞なくお知らせください。

【メールアドレス登録変更連絡先　kf-yuuryou@city.yokohama.jp　まで】

●緊急時・災害時などにも情報提供を行っていますので、各施設におかれましては、毎日受信の確認を行う等、受信チェックの習慣化をお願いします。

～　最後に　～

　今回の集団指導講習会についての受講報告及びアンケートを、
電子申請システムで受け付けております。
　以下の方法からアクセスすることができますのでご協力お願いいたします。

【パソコンから】
https://shinsei.city.yokohama.lg.jp/cu/141003/ea/residents/procedures/apply/13d7a978-5c7d-411f-a471-cd12f51287cf/start

【スマートフォンから】